

札幌圏都市計画
土地区画整理事業の変更(案)
(市決定)

厚別地区土地区画整理事業

令和3年11月
札幌市都市局市街地整備部

札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画厚別地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		厚別地区土地区画整理事業			
面積		約 126.2 h a			
公共施設の配置	道路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・2・88	厚別中央通	
		幹線街路	3・3・12	札幌・江別通	
		幹線街路	3・4・87	厚別西通	
		幹線街路	3・3・89	厚別東通	
		幹線街路	3・3・83	山本通	
		幹線街路	3・4・85	厚別旭町通	
		幹線街路	3・4・90	厚別青葉通	
		幹線街路	3・5・84	厚別停車場通	
	幹線街路	3・5・99	厚別東町通		
	施行地区内の都市計画道路は上記のとおりで、これらを骨格として6 m～10 mの区画道路を、地域に相応した配置をするとともに交通安全を考慮した配置とし、歩行者道路も利用状況を考慮して配置する。				
公園及び緑地	公園は街区公園 8 箇所（約 2.2 h a）、近隣公園 1 箇所（約 1.5 h a）を誘致距離を考慮して配置するほか大谷地流通業務団地の区域界に緑地（約 3.4 h a）を配置する。（施行区域面積の約 3%）				
その他の公共施設	施行区域については、下水道に関する都市計画が決定されており、また既に厚別処理場が設置されているので、本事業と併行して排水施設を整備する。 教育施設については、現在、高等学校 1 校、中学校 1 校、小学校 2 校が配置されている。				
宅地の整備	本地区の用途は一部に商業地域及び準工業地域があるほか大部分は住居地域に指定されているので、土地利用計画にあたっては、それぞれ用途に適合するよう配慮する。 街区は、できるだけ長方形又はこれに近い形状とし、鉄道、堤防等には出来るだけ接しないよう配慮する。 なお、一部高低差のある部分は道路計画及び有効な土地ができないので埋立整地する。				
「施行区域は、計画図表示のとおり」					
理由：未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地区画整理事業の区域から除外する。					

計画書新旧対照表

新

札幌圏都市計画土地地区画整理事業の変更
(札幌市決定)

都市計画厚別地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		厚別地区土地地区画整理事業	
面積		約 126.2ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3・2・88 厚別中央通
		幹線街路	3・3・12 札幌・江別通
		幹線街路	3・4・87 厚別西通
		幹線街路	3・3・89 厚別東通
		幹線街路	3・3・83 山本通
		幹線街路	3・4・85 厚別旭町通
		幹線街路	3・4・90 厚別青葉通
		幹線街路	3・5・84 厚別停車場通
		幹線街路	3・5・99 厚別東町通
		施行地区内の都市計画道路は上記のとおりで、これらを骨格として6 m～10 mの区画道路を、地域に相応した配置をするとともに交通安全を考慮した配置とし、歩行者道路も利用状況を考慮して配置する。	
	公園・緑地	公園は街区公園 8箇所（約 2.2 h a）、近隣公園 1 箇所（約 1.5 h a）を誘致距離を考慮して配置するほか大谷地流通業務団地の区域界に緑地（約 3.4 h a）を配置する。（施行区域面積の約 3%）	
	その他の公共施設	施行区域については、下水道に関する都市計画が決定されており、また既に厚別処理場が設置されているので、本事業と併行して排水施設を整備する。 教育施設については、現在、高等学校 1 校、中学校 1 校、小学校 2 校が配置されている。	
宅地の整備	本地区の用途は一部に商業地域及び準工業地域があるほか大部分は住居地域に指定されているので、土地利用計画にあたっては、それぞれ用途に適合するよう配慮する。 街区は、できるだけ長方形又はこれに近い形状とし、鉄道、堤防等には出来るだけ接しないよう配慮する。 なお、一部高低差のある部分は道路計画及び有効な土地ができないので埋立整地する。		
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由：未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地地区画整理事業の区域から除外する。			

旧

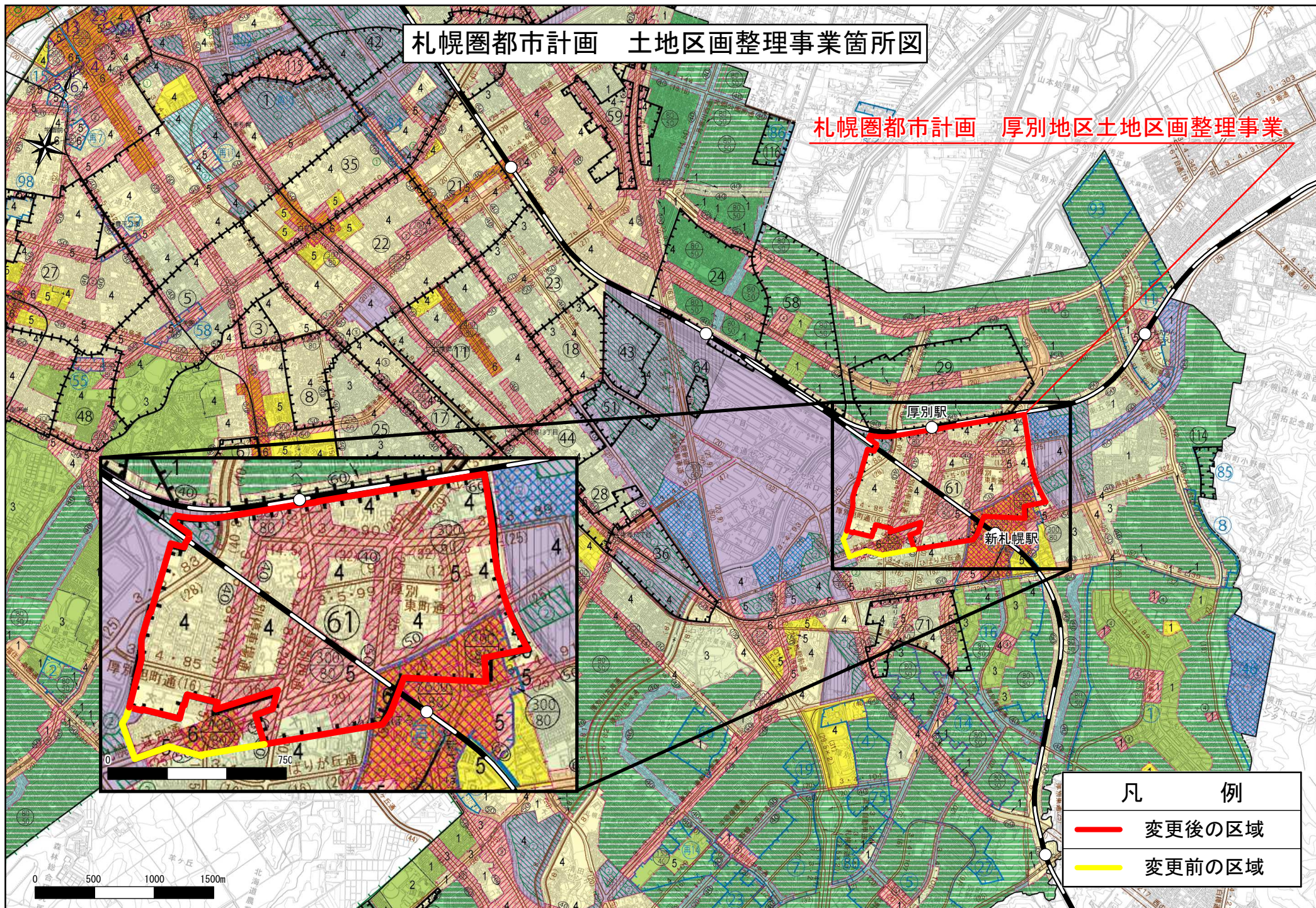
札幌都市計画土地地区画整理事業の変更
(北海道知事決定)

都市計画厚別地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		厚別地区土地地区画整理事業	
面積		約 138.5ha	
公共施設の配置	道路	種別	名 称
		幹線街路	3・2・88 厚別中央通
		幹線街路	3・3・12 札幌江別通
		幹線街路	3・4・87 厚別西通
		幹線街路	3・3・89 厚別東通
		幹線街路	3・4・83 山本通
		幹線街路	3・4・85 厚別旭町通
		幹線街路	3・4・90 厚別青葉通
		幹線街路	3・5・84 厚別停車場通
		幹線街路	3・5・99 厚別東町通
		施行地区内の都市計画道路は上記のとおりで、これらを骨格として6 m～10 mの区画道路を、地域に相応した配置をするとともに交通安全を考慮した配置とし、歩行者道路も利用状況を考慮して配置する。	
	公園・緑地	公園は児童公園 9 箇所（約 1.5 h a）、近隣公園 1 箇所（約 1.5 h a）を誘致距離を考慮して配置するほか大谷地流通業務団地の区域界に緑地を配置する。（合計約 3.9 h a、施行区域面積の約 3%）	
	その他の公共施設	施行区域については、下水道に関する都市計画が決定されており、また既に厚別処理場が設置されているので、本事業と併行して排水施設を整備する。 教育施設については、現在、高等学校 1 校、中学校 1 校、小学校 1 校が配置されているが、将来の人口及び通学区域を考慮し、本地区内に小学校 1 校の新設を計画し、そのための用地確保を図る。	
宅地の整備	本地区の用途は一部に商業地域及び準工業地域があるほか大部分は住居地域に指定されているので、土地利用計画にあたっては、それぞれ用途に適合するよう配慮する。 街区は、できるだけ長方形又はこれに近い形状とし、鉄道、堤防等には出来るだけ接しないよう配慮する。 なお、一部高低差のある部分は道路計画及び有効な土地ができないので埋立整地する。		
「施行区域は、計画図表示のとおり」			
理由：札幌圏都市計画厚別地区土地地区画整理事業施行区域内の都市計画街路について変更が行われるため、この変更に合わせて札幌圏都市計画厚別土地地区画整理事業の都市計画を変更するものである。			

札幌圏都市計画 土地区画整理事業箇所図

札幌圏都市計画 厚別地区土地区画整理事業



札幌圏都市計画 厚別地区土地区画整理事業 計画図

